

姫路城縦覧料デジタルチケット販売に関するシステム構築業務委託要求水準書

第1章 総則

1 目的

令和7年4月から姫路城縦覧料デジタルチケット（以下、「デジタルチケット」という。）の販売が開始される。デジタルチケット販売開始にあわせ、公益社団法人姫路観光コンベンションビューローでは、姫路を訪れる訪日外国人等の利便性と満足度の向上を目指し、デジタルチケットと観光案内ガイド（以下、「ガイド」という。）を組み合わせた観光商品をウェブサイト上で販売するため、その上で必要となる管理・販売システムを構築するもの。

2 業務名称

姫路城縦覧料デジタルチケット販売に関するシステム構築業務（以下、「本業務」という。）

3 業務期間

(1) システム構築

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(2) システム運用

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで（予定）

4 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

5 提案上限額

5,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

※システム構築に関する費用及びシステム運用に関する費用を含む上限額で、事業費はそれぞれ計上すること。なお、令和7年度の月額販売件数は50件を想定しており、システム運用に関する費用は令和7年度における年額で提案すること。

6 業務内容

(1) 基本要件

- ア スマートフォンアプリではなく、Webサイト上で動かす仕組みとすること。
- イ ブラウザが利用できるパソコンやタブレットで利用できること。
- ウ SaaS型のクラウドサービスであること。
- エ Webサイト上で、ガイド情報管理・スケジュール管理・商品管理、報告書管理、ガイド依頼等ができること。
- オ 着地型体験サービス、募集型企画旅行、イベントチケット等の観光商品（以下、「商品」という。）の予約・決済を一元的に管理できるポータルサイトを作成すること。
- カ 商品を販売する仕組みとガイドを管理する仕組みが連携していること。
- キ Webサイトのトップページに「ガイドへのお知らせ」を作成すること。
- ク 個人情報の取り扱いに留意された設計とすること。
- ケ サービス運用後のメンテナンス、バージョンアップ（アプリケーション、ミドルウェア、OS）は受託者が行うこと。

- コ 提供するサービスの取り扱いデータは日本国内で保存していること。
- サ システム稼働日は365日であること。
- シ 問い合わせは、メールで24時間365日受け付けできること。
- ス 計画停止について、メンテナンス等の一時的なサービス停止の事前告知は3営業日前までに行うこと。緊急停止についても事前通知は行うが、通知時期はこの限りではない。
- セ 令和7年10月1日までにシステムの運用を開始できること。

(2) ガイド管理機能の構築

- ア ガイドの管理者（以下、「管理者」という。）及びガイド（以下、「管理者等」という。）が、ガイドのスケジュール・基本情報・スキル・経歴等（以下、「ガイド情報」という。）を登録・修正・検索できること。
- イ 管理者が、ガイドのスケジュールを検索し、スケジュールの空いているガイド情報を一覧表示できること。
- ウ 管理者が、月ごとの各ガイドのガイド従事日数及び時間数を把握できること。
- エ 管理者等が、ガイド情報を検索し、一覧表示できること。
- オ 管理者が、ガイド情報をPDF形式で出力できること。
- カ 管理者が、商品に係るガイドの募集ができること。
- キ ガイドが、商品に係る応募や応募の取り消しができること。
- ク 管理者が、応募したガイドに対し、ガイド依頼等の対応ができること。
- ケ 管理者等が、ガイドの作成した報告書の登録・修正・検索ができること。
- コ 管理者が、ガイドに対応した際、管理者等へメールで通知できること。
- サ 管理者が、「ガイドへのお知らせ」をメンテナンスできること。また、ガイドが「ガイドへのお知らせ」を確認できること。
- シ 管理者が、ガイド情報の登録項目を追加できること。
- ス 管理者が、Webサイトへログインし、管理メニューから各機能呼び出すことができること。
- セ 管理者が、パスワードを再発行することができること。

(3) オンライン販売機能の構築

- ア オンライン予約について、在庫引き当てによる即決予約が処理可能であること。
- イ カレンダー表示等、予約時に空き日程が分かる仕組みであること。
- ウ 商品を予約する者が、必要な項目を入力し、予約確定後、管理者等と連絡が取れる機能を有すること。
- エ クレジット決済が可能となる仕組みであること。
- オ 商品の予約確定後、ガイド管理機能と連携できること。
- カ サイトで表示対応できる言語は、日本語、英語とする。

(4) 商品管理機能の構築

- ア 管理者が、商品を登録・修正・削除・詳細表示できること。
- イ 管理者が、商品を検索し、一覧表示できること。
- ウ 管理者が、商品の予約状況をCSV形式ファイルで出力できること。
- エ 管理者が、商品の商品在庫状況をCSV形式ファイルで出力できること。
- オ 管理者が、登録済みの予約情報をキャンセルすることができること。
- カ 管理者が、Webサイトへログインし、管理メニューから各機能呼び出すことができる

こと。
キ 管理者がパスワードを再発行することができること。

(5) 独自提案

本要求水準書の記載事項以外で、本業務に効果的であると考えられる事項があれば提案すること。ただし、提案上限額内で実施できることを条件とする。

7 その他

- (1) システムの操作方法等についてマニュアルを作成し、システム導入時に基本操作研修を実施すること。
- (2) ウェブサイトの制作・運用に必要なサーバ類のハードウェア、ネットワーク及びデータベース、ソフトウェアは、受託者が用意すること。
- (3) ガイド情報管理・スケジュール管理・商品管理、報告書管理・Webサイトへの商品データ登録等メンテナンスは委託者が行う。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「姫路城縦覧料デジタルチケット販売に関するシステム構築業務委託」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要なものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、決定するものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届と併せてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じて、ビューロー事務所若しくはオンラインで打合せを行うものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要な資料で、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出すること。業務完了後、貸与された資料は原則ビューローへ返還するものとする。

5 著作権

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめビューローと協議の上、著作権法上に定められた手続を行うこと。

6 損害のために生じた経費の負担

- (1) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報、秘密は他人に漏らしてはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物及び委託業務完了届の提出後に支払うものとする。
- (3) 本件契約に関する契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー 経理規則第48条の規定を適用する。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、各種法令や各種ガイドラインを遵守すること。
- (5) 要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。